

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 3 年 8 月 1 日 至 令和 4 年 7 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人千葉耳鼻咽喉科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岩手県盛岡市紺屋町 2 番 4 号
- (3) 設立認可年月日 平成 3 年 9 月 24 日
- (4) 設立登記年月日 平成 3 年 10 月 7 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	千葉 隆史	診療所管理者
常務理事	千葉 道子	
理 事	千葉 智恵	
監 事	清水 善光	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する診療所 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	ちば耳鼻咽喉科クリニック	岩手県盛岡市紺屋町 2 番 4 号	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和 3 年 9 月 25 日 令和 2 年度決算の決定
- 令和 4 年 7 月 30 日 令和 4 年度の事業計画及び収支予算の決定
- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
- (7) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設
- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
- (9) その他 特記なし

様式 2

法人名 医療法人千葉耳鼻咽喉科医院
所在地 岩手県盛岡市紺屋町 2 番 4 号

※医療法人整理番号 106

財 産 目 録
(令和 4 年 7 月 31 日現在)

1. 資 産 額	538, 291 千円
2. 負 債 額	13, 191 千円
3. 純 資 産 額	525, 100 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	296, 950
B 固 定 資 産	241, 341
C 繰 延 資 産	0
D 資 産 合 計 (A + B + C)	538, 291
E 負 債 合 計	13, 191
F 純 資 産 (D - C)	525, 100

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

※医療法人整理番号			106
-----------	--	--	-----

(令和 4年 7月 31日現在)

(單位：千円)

[illegible]

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人千葉耳鼻咽喉科医院
所在地 岩手県盛岡市紺屋町 2 番 4 号

※医療法人整理番号 106

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 8月 1日 至 令和 4年 7月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	165,139
2 事業費用	131,586
本来業務事業利益	33,553
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	33,553
II 事業外収益	3,609
III 事業外費用	130
経常利益	37,032
IV 特別利益	2,874
V 特別損失	
税引前当期純利益	39,906
法人税等	10,341
当期純利益	29,565

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人千葉耳鼻咽喉科医院
理事長 千葉 隆史 殿

私（注1）は、医療法人千葉耳鼻咽喉科医院の令和3年会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 9月 26日

医療法人千葉耳鼻咽喉科医院

監 事 清水 善光

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。